

平成 26 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 26
-

平成 26 年 12 月 11 日（木曜日）

総務委員会会議録

平成26年12月11日 木曜日

午前10時01分開議

午後 2時01分開議（実時間167分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第136号・平成26年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第129号・専決処分の報告及びその承認について
1. 議案第105号・指定管理者の指定について
1. 議案第116号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
1. 議案第137号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
1. 議案第139号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第141号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
1. 陳情第8号・八代地域人権オンブズパーソン制度の早期再開について
1. 請願第3号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方について
1. 請願第5号・集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出方について
1. 陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題について
1. 陳情第6号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについて
1. 陳情第7号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて

1. 所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
（新庁舎建設に係る地域審議会の結果報告について）
（八代市住民自治によるまちづくり行動計画（後期）素案について）
（八代市まち・ひと・しごとプラン（案）について）
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	福嶋安徳君
副委員長	鈴木田幸一君
委員	上村哲三君
委員	島田一巳君
委員	田中安君
委員	中山諭扶哉君
委員	橋本幸一君
委員	矢本善彦君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長	木本博明君
総務部次長	岩本博文君
人事課長	中勇二君
財政課長	佐藤圭太君
財政課長補佐	谷脇信博君
市民協働部長	池田孝則君
市民協働部次長	堀泰彦君
防災安全課長	東坂宰君
市民活動支援課長 （消費生活センター所長兼務）	澤田宗順君
企画振興部長	坂本正治君

広報広聴課長 上 田 真 二 君
泉支所総務振興課長 橋 本 和 郎 君
行政改革課長 豊 本 昌 二 君
企画政策課長
（政策審議監担当） 宮 川 武 晴 君

○記録担当書記 寺 原 哲 也 君

（午前１０時０１分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） 定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第１０２号・平成２６年度八代市一般会計補正予算・第７号（関係分）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第１０２号・平成２６年度八代市一般会計補正予算・第７号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

総務委員会に付託されました議案第１０２号・平成２６年度八代市一般会計補正予算・第７号の歳入及び総務費関係分の歳出を岩本総務部次長が、また歳出の消防費を市民協働部、堀市民協働部次長が説明いたしまして、その後、議案第１３０号・平成２６年度八代市一般会計補正予算・第８号の歳入及び総務委員会関係分、及び議案第１２９号・平成２６年度八代市一般会計補正予算・第６号の専決処分報告及びその承認についてを再び岩本総務部次長が説明いたします。

その後、その他の議案第１０５、１１６、１３６、１３７、１３９、１４１号の事件議案等の６件につきましては、各関係課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部次長（岩本博文君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 岩本総務部次長。

○総務部次長（岩本博文君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務部次長の岩本でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○総務部次長（岩本博文君） それでは、別冊となっております議案第１０２号・平成２６年度八代市一般会計補正予算・第７号をお願いいたします。総務委員会付託分について説明いたします。

では、まず１ページをお願いします。

まず、第１条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ７９７７万１０００円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ５５９億８１７０万円としております。

次に、第２条で繰越明許費を、第３条で債務負担行為の補正を、第４条で地方債の補正をしておりますが、内容につきましては４ページ、５ページの表で説明いたします。

それでは、４ページをお願いします。

第２表・繰越明許費では、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越限度額の設定を行っております。

まず、款６、項１・商工費におきまして、勤労青少年ホーム解体事業で２６５７万３０００円及び勤労福祉会館解体事業で２６５１万３０００円の限度額設定を行っておりますが、これは両事業ともに今回の補正予算にも計上しておりますが、本年６月の大気汚染防止法の改正により、建築物の解体工事においてアスベストの

事前調査が義務づけられ、実施いたしましたところ、建築材料等にアスベストが含まれていることが確認されました。そこで、解体経費に新たな経費が生じることとなり、また詳細設計の結果、当初想定していた数量以上のコンクリート、鉄筋等の解体量が判明しましたことから、経費の不足分を補正し、また工期が5カ月程度かかり、本年度内の完了が見込めないことから、繰り越し設定をしたものでございます。

次に、款8・項1・消防費の消防施設整備事業で576万8000円の限度額設定を行っておりますが、これも今回補正予算に計上しております。内容は、坂本町西鎌瀬地区の防火水槽設置工事に係るもので、工期が5カ月程度かかり、本年度内の完了が見込めないことから、繰り越し設定をしたものでございます。

次に、款7・土木費、項1・土木管理費の要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業で1054万6000円の限度額設定を行っております。これも今回補正予算に計上しております。内容は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、大規模建築物等に係る耐震診断結果報告の義務化が行われ、本市で対象となる民間3施設のうち2施設を、県からの前倒しの要請により本年度実施するものですが、工期が8カ月程度かかり、本年度内の完了が見込めないことから、繰り越し設定したものでございます。

次に、第3表・債務負担行為補正は、9つの事業を追加いたしております。そのうち8事業は、公共施設の指定管理委託に伴い、債務負担行為の設定を行うものでございます。

まず、指定管理委託分として、八代市振興センターいずみ管理運営委託は、期間を平成27年度から31年度までの5年間、委託先は八代市商工会とし、債務負担行為の限度額を3065万5000円としております。

次に、1つ飛ばしまして、地域福祉センター

等福祉施設管理運営委託は、八代市坂本地域福祉センターや八代市千丁地域福祉保健センターなど9施設で、期間を平成27年度から29年度までの3年間、委託先は社会福祉法人八代市社会福祉協議会とし、債務負担行為の限度額を1億682万7000円としております。

次に、やつしろハーモニーホール管理運営委託は、期間を平成27年度から31年度までの5年間、委託先は株式会社イズミテクノとし、債務負担行為の限度額を1億2312万円としております。

次に、八代市働く婦人の家管理運営委託は、期間を平成27年度から31年度までの5年間、委託先は一般社団法人八代弘済会とし、債務負担行為の限度額を8150万円としております。

引き続き5ページでございますが、八代市日奈久観光交流施設管理運営委託は、日奈久ゆめ倉庫の施設のことで、期間を平成27年度から31年度までの5年間、委託先は九州綜合サービス株式会社とし、債務負担行為の限度額を4000万円としております。

次に、八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」及び八代市農林産物等直売施設「菜摘館」管理運営委託は、期間を平成27年度から28年度までの2年間、委託先は株式会社東陽地区ふるさと公社とし、債務負担行為の限度額を2592万円としております。

次に、八代市五家荘観光施設管理運営委託は、五家荘平家の里や緒方家など8施設で、期間を平成27年度から31年度までの5年間、委託先は五家荘地域振興会とし、債務負担行為の限度額を9089万9000円としております。

次に、八代市立図書館管理運営委託は、今回新規の設定となるもので、期間を平成27年度から31年度までの5年間、委託先はTRCグループ共同企業体とし、債務負担行為の限度額を6億4876万円としております。

最後に、事業分として、前のページの2項目

め、生活困窮者自立相談支援委託は、期間を平成27年度から29年度までの3年間、債務負担行為の限度額を4422万6000円としております。これは、平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業の業務委託開始に伴い、事前に公募を行う必要があることから、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、5ページの、第4表・地方債補正は、今回の消防施設整備事業及び災害復旧事業の歳出補正に伴い、地方債の限度額の増額変更を行うものでございます。詳細は、11ページの歳入、款21・市債のところでも改めて説明いたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

9ページをお願いいたします。

まず、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で124万6000円を計上しておりますが、これは社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、地方公共団体情報システム機構が整備する情報連携機器の費用に対する本市負担額の全額となります社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

次に、目5・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金で527万3000円を計上しておりますが、これは先ほど繰越明許費で説明いたしましたが、大規模建築物等の耐震診断を実施するための要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金でございます。

次に、目6・教育費国庫補助金、節4・幼稚園費補助金で117万1000円を計上しておりますが、これは公立、私立の幼稚園への就園を支援するための幼稚園就園奨励費補助金で、補助対象児童の補助が当初見込んだ予定を上回

るなど、実績見込みによるものでございます。

次に、款15・県支出金、項2・県補助金、目2・民生費県補助金、節1・社会福祉費補助金で25万5000円を計上しておりますが、これは平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援事業の制度周知を図るポスターやパンフレット作成のための熊本県緊急雇用創出基金市町村補助金でございます。

次に、目3・衛生費県補助金、節2・生活環境費補助金の447万円は、東陽交流センターせせらぎにおいて、太陽光発電設備及び蓄電池並びに木質バイオマスを燃料とするボイラー設置の実施設計を行うための熊本市町村等再生可能エネルギー等導入促進事業補助金でございます。

次に、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で737万4000円を計上しておりますが、その内訳は、まず、農地台帳システム整備事業費補助金で312万1000円、これは本年4月の農地法改正に対応するため、農地台帳システムを改修する補助金でございます。次の、中山間地域等直接支払制度交付金28万1000円は、中山間地域などの集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定に基づく農用地の面積が当初見込みを上回ったことによる交付金でございます。次の、経営体育成支援事業補助金の374万8000円は、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等が融資を受けて農業用機械等を導入する際の融資残などに対する補助金でございます。次の、くまもとふるさと食品ブラッシュアップ事業補助金22万4000円は、くまもとの6次産業化総合対策事業として、農林水産加工品等の開発、改良等を実施するグループ等1団体への活動費等補助でございます。

同目、節2・林業費補助金の759万円は、林業、木材産業等の地域産業再生のため、大型の高性能林業機械を導入する経費を補助する緑

の産業再生プロジェクト促進事業補助金でございます。

引き続き、10ページをお願いします。

目6・土木費県補助金、節3・住宅費補助金で263万6000円を計上しております。これは繰越明許費と国庫支出金でも説明いたしましたが、大規模建築物等の耐震診断を実施するための県補助金としての要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業補助金でございます。

目9・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金は、本年9月の豪雨により被害を受けました林道泉五木線1路線の災害復旧工事費450万円に対する林道施設災害復旧費補助金292万5000円でございます。

次に、款19、項1、目1、節1・繰越金で3863万1000円を計上しておりますが、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款20・諸収入、項4、目5、節8・雑入の110万円は、県道中津道八代線防災・安全交付金工事で、道路拡幅に支障となる坂本町大門地区の消防格納庫の移転撤去経費に対して熊本県から支払われる支障物移転補償金でございます。

次に、11ページの款21、項1・市債、目5、節1・消防債は、繰越明許費でも説明いたしましたが、坂本町西鎌瀬地区の防火水槽設置工事に係るもので、起債対象事業費に対する額の100%、570万円を計上しております。

次に、目7・災害復旧費、節1・農林水産業施設災害復旧債で140万円を計上いたしております。これは、先ほど県補助金で説明いたしました林道泉五木線1路線の災害復旧工事の市債で、起債対象事業から県補助金を除いた額の90%、140万円でございます。

以上、今回補正の歳入の説明といたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企

画費、節19・負担金補助及び交付金で1005万3000円を計上しております。これは、並行在来線経営分離対策事業で、肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるため、鉄道基盤の設備維持に係る費用などについて補助を行うもので、平成25年度分の肥薩おれんじ鉄道株式会社の決算承認を受け、その費用負担割合について、熊本、鹿児島両県の協議が調いましたことから、補正するものでございます。

次に、目6・情報推進費、節19・負担金補助及び交付金の124万6000円は、基幹システム運用事業で、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、地方公共団体情報システム機構が整備する情報連携機器、すなわち中間サーバーのことでございますが、この整備に要する経費について本市に割り当てられた負担金を負担するものでございます。

なお、特定財源には同額の国庫支出金を計上しております。

以上、今回補正の総務費関係の歳出の説明といたします。

○委員長（福岡安徳君） はい、堀市民協働部次長。

○市民協働部次長（堀 泰彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民協働部の堀でございます。本日はよろしく願いいたします。お許しをいただきまして、座りまして説明を続けさせていただきます。

先ほどの説明に重なるところもありますが、お許しいただきまして、説明を行わせていただきます。

議案第102号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第7号のうち、市民協働部が所管いたします第8款・消防費につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

歳出の部でございますが、款の見出し中、款

の８・消防費では、補正額７１０万７０００円を追加し、補正後の予算額を２８億２１１１万３０００円といたしております。

次に、補正予算書の４ページをお願いします。

重なりますが、繰越明許費ですが、款の８・消防費、項の１・消防費、事業名は消防施設整備事業の５７６万８０００円は、繰越明許費に追加いたしております。内容は、後ほど歳出の中で説明申し上げます。

次に、補正予算書の１４ページをお願いいたします。内容を説明いたします。

下のほうの表となりますが、款の８・消防費、項の１・消防費、目の３・消防施設費に補正額といたしまして７１０万７０００円を増額して、補正後を３０３７万７０００円といたしております。

財源内訳の特定財源でございますが、地方債、すなわち市債が５７０万円、その他としまして１０ページの歳入に記載ありますように、支障物移転補償金（消防格納庫）１１０万円を、残りの３０万７０００円を一般財源にて予定しております。節は１５の工事請負費でございます、説明欄にて、消防施設整備事業としております。

それでは、その事業内容について御説明いたしますと、坂本町大門地区におきまして、平成２５年度から県道中津道八代線の改良工事のため、熊本県が用地を買収中でありましたが、買収予定の市有地に消防ポンプ格納庫が設置してございます。そこで、買収による補償費を県が支払うためには、ポンプ格納庫を撤去し、更地での引き渡しが必要となりました。県は、本年度中の引き渡しを希望されているため、本年度内にポンプ格納庫を撤去するとともに、新しい場所に設置するため、今回、補正をお願いするものでございます。旧ポンプ格納庫の撤去及び同等の大きさの格納庫の基礎工事を含めました設置を行う移設工事費に１３３万９０００円を

予定いたしております。

次に、坂本町西鎌瀬地区において、国は同地区の築堤工事を平成２７年度予定されているところでございます。その進捗に合わせまして、築堤される場所に防火水槽設置の工事を行うため、今回、補正を計上するものでございます。特に、国が築堤工事を完了した後は、防火水槽の、その場所に追加工事することはできないために、築堤の基礎の部分となるところに、工事前に防火水槽を設置する工事を行うというものでございます。補正額の残額となります５７６万８０００円の工事でございます。また、防火水槽工事費につきましては、工期が５カ月程度かかることから、翌年度まで期間を要し、繰越明許費を設定するものでございます。

以上が市民協働部が所管いたします補正予算の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（福岡安徳君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） ないようでございます。

以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福岡安徳君） なければ、これより採決いたします。

議案第１０２号・平成２６年度八代市一般会計補正予算・第７号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福岡安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第 130 号・平成 26 年度八代市一般会計補正予算・第 8 号（関係分）

○委員長（福岡安徳君） 次に、議案第 130 号・平成 26 年度八代市一般会計補正予算・第 8 号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○総務部次長（岩本博文君） 委員長。

○委員長（福岡安徳君） 岩本総務部次長。

○総務部次長（岩本博文君） はい。総務部次長の岩本です。座って説明させていただきます。

○委員長（福岡安徳君） どうぞ。

○総務部次長（岩本博文君） それでは、別冊となっております議案第 130 号・平成 26 年度八代市一般会計補正予算・第 8 号をお願いいたします。総務委員会付託分について説明を申し上げます。

まず、1 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ 8761 万 1000 円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 560 億 6931 万 1000 円としております。

では、歳入を説明いたします。

7 ページをお願いします。

款 10、項 1、目 1、節 1・地方交付税で 8761 万 1000 円を計上しておりますが、これが今回の補正予算の一般財源でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出を説明しますが、説明に入ります前に、まず、今回の補正予算における人件費補正予算の内容につきまして、別紙の資料が配付されておりますと思いますので、それをもとに説明をさせていただきます。右肩に枠で囲んで、議案第 130 号から 136 号関係資料、タイトルが平成 26 年度人件費補正予算についてという別紙の資料が配付されているかと思います。（「ちょっと待って」「はい、オーケー」と呼ぶ者あり）

それでは、説明いたします。

今回の人件費補正予算の内容は、本年度の人事院勧告に基づく給与改定による増額及び人事異動等による増減額、並びに共済組合負担金の負担率変更による増額でございます。

それでは、資料をごらんください。

まず、1、給与改定による影響、すなわち人事院勧告に基づく内容でございます。

（1）給料表の改定では、若年層に重点を置いたところで、平均 0.3% の引き上げがなされており、この改定による対象者は全会計で 916 人となっております。

次に、（2）初任給調整手当の改定ですが、この適用を受けるのは、本市では市立病院及び椎原診療所の医師のみでございます。

次に、（3）期末勤勉手当の改定で、一般職員は勤勉手当が 0.15 月引き上げられております。これにより年間の支給月数は 3.95 月から 4.10 月へと増加しております。参考までに、6 月と 12 月の期末勤勉手当の月数の表を載せておりますが、12 月期の勤勉手当と合計欄の数値が改定前より 0.15 月アップしております。また、この資料には記載していませんが、議員、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員におきましても、特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当が 0.15 月引き上げられております。

次に、（4）通勤手当の改定では、自動車等の使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じて 100 円から 7100 円までの幅で引き上げを行っております。

（5）適用日は、給料表、初任給調整手当、通勤手当については本年 4 月 1 日から、期末勤勉手当は本年 12 月 1 日からでございます。

次に、2、人事異動等による影響ですが、これは人事院勧告の給与改定以外の補正要因となるもので、休職や育児休業による影響額、また一般会計と特別会計などでの会計間や各費目間における人事異動による職員数の増減などによ

る影響額が今回の補正予算に反映されております。

次に、３、市町村職員共済組合負担金率の変更による影響がございます。表に記載しておりますとおり、当初と補正を比較いたしますと、給料、期末手当等、追加費用、それぞれ少しずつ率がふえておりますので、増加分の対応を行っております。

それでは、予算書に戻りまして、歳出を説明いたします。

予算書の８ページをお願いいたします。

まず、款１・議会費でございます。項１、目１・議会費では、議員３２人分、一般職１０人分で６６２万６０００円を増額しております。

次に、款２・総務費、項１・総務管理費でございます。目１・一般管理費では、特別職２人、一般職１５８人分で３７０９万４０００円を増額しております。

目２・文書広報費、節２８・繰出金は、ケーブルテレビ事業特別会計に対して、今回の人件費補正に伴う９０万５０００円を繰り出すものでございます。

目４・財産管理費では、一般職３人分で２０万２０００円を増額しております。

目７・交通防犯対策費では、一般職４人分で５４万８０００円を増額しております。

目８・人権啓発費では、一般職１１人分で１９６万４０００円を増額しております。

引き続き、９ページをお願いします。

目１０・諸費、節２７・公課費で３９万円計上しておりますが、これは先月の総務委員会で報告させていただきました所得税等源泉徴収漏れに関連する補正予算でございます。内容は、所得税等源泉徴収事務事業におきまして、測量士や建築士などの個人事業主へ支払った委託料等の源泉徴収漏れに対する延滞税１６万７００円及び不納付加算税２２万９０００円でございます。

次に、項２・徴税費、目１・税務総務費では、一般職７１人分ですが、人数減や育児休業などの影響で１６８８万９０００円を減額しております。

項３、目１・戸籍住民基本台帳費では、一般職２８人分で、これも人数減や育児休業などの影響で７４０万２０００円を減額しております。

次に、１０ページをお願いします。

項４・選挙費、目１・選挙管理委員会費では、一般職６人分で６６万円を増額しております。

項５・統計調査費、目１・統計調査総務費では、一般職４人分で３８０万８０００円を増額しております。

項６、目１・監査委員費では、特別職１人分、一般職５人分で３万４０００円を増額しております。

次に、ちょっと飛びまして、２０ページをお願いします。

款９・教育費でございます。この教育費のうち、市民協働部関係分を説明いたします。

まず、項７・社会教育費、目３・文化施設費でございます。８９万１０００円の増額は、一般職７人分でございます。

次に、２つ飛ばしまして、目６・文化財保護費では、一般職１０人分で、人事異動等の影響で３９５万６０００円を減額しております。

次に、２１ページをお願いします。

項８・社会体育費、目１・社会体育総務費では、一般職５人分で、人事異動等の影響で８１万９０００円を減額しております。

目３・社会体育施設費では、一般職４人分で、人数減などの影響で５８０万４０００円を減額しております。

以上、歳出の説明とします。

これをもちまして平成２６年度八代市一般会計補正予算・第８号の総務委員会付託分の説明といたします。御審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（福島安徳君） はい。以上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第130号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福島安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第136号・平成26年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（福島安徳君） 次に、議案第136号・平成26年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○企画振興部長（坂本正治君） はい、委員長。

○委員長（福島安徳君） 坂本企画振興部長。

○企画振興部長（坂本正治君） はい。それでは、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議案第136号・平成26年度の八代市ケーブルテレビ事業特別会計の第1号補正の内容につきまして、担当の課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○広報広聴課長（上田真二君） 委員長。

○委員長（福島安徳君） はい、上田広報広聴課長。

○広報広聴課長（上田真二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あ

り）広報広聴課、上田でございます。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、別冊となっております議案第136号・平成26年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号につきまして説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5178万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページになりますが、第1表・歳入歳出予算補正に記載いたしております。

それでは、その内容につきまして説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますが、下の表になります。今回の補正は、人件費の補正でございます。90万5000円を増額補正いたします。その内訳は、右側の節区分にありますように、給料28万3000円、職員手当等39万7000円、共済費22万5000円でございます。これは、坂本、東陽、泉の各支所にありますケーブルテレビ担当職員3名の人件費関係でございまして、給与改定、人事異動、共済負担金率改定の影響によるものでございます。

次に、歳入でございますが、上の表になります。増額補正いたします90万5000円を一般会計から繰り入れます。

以上が平成26年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の説明でございます。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（福島安徳君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） これより採決いたします。

議案第136号・平成26年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福島安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前10時39分 小会）

（午前10時44分 本会）

◎議案第129号・専決処分の報告及びその承認について

○委員長（福島安徳君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第129号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第6号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部次長（岩本博文君） 委員長。

○委員長（福島安徳君） 岩本総務部次長。

○総務部次長（岩本博文君） はい。総務部次長の岩本でございます。座って説明させていただきます。

○委員長（福島安徳君） どうぞ。

○総務部次長（岩本博文君） それでは、議案書の（その2）をお願いいたします。

議案第129号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成26年度八代市一般会計補正予算・第6号で、本年12月14日投開票となり

ました衆議院議員総選挙に係る費用を、選挙準備の必要性から、衆議院が解散されました11月21日に緊急に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託となりますので、御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ6370万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ559億192万9000円といたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款15・県支出金、項3・委託金、目1・総務費委託金、節4・選挙費委託金で6370万円を補正しておりますが、今回の衆議院議員選挙費用は全額、県の委託金により賄うものでございます。

次に、歳出を説明いたします。

款2・総務費、項4・選挙費、目3・衆議院議員選挙費で6370万円を補正しております。今回の選挙は、投票所数94カ所、期日前投票所数9カ所、ポスター掲示場設置数481カ所、開票所は東陽スポーツセンターで行うこととしております。

それらの経費の主なものを説明いたします。

節1・報酬は、投票立会人や民間人の投票管理者などの報酬でございます。節3・職員手当等は、投開票事務に従事する職員や事務局職員の時間外勤務手当などでございます。節7・賃金は、事務補助の臨時職員の賃金でございます。節8・報償費は、投票立会人等の投票箱送致手当やポスター掲示場設置謝礼などでございます。節11・需用費は、選挙用文具代、投票所用灯油代、投票所入場券や選挙特集号などの印刷代などでございます。節12・役務費は、投票所入場券郵送料、投票所の資材配布・回収運搬料などでございます。節13・委託料は、ポスタ

一揭示場設置・維持・撤去委託、選挙関連機器の点検委託などがございます。節１４・使用料及び賃借料は、投票所から開票所への投票箱送致用タクシー借り上げ料、投票所の借り上げ料などがございます。節１８・備品購入費は、開票集計システム用パソコンの購入費でございます。

以上、専決処分いたしました平成２６年度八代市一般会計補正予算・第６号の総務委員会付託分の説明といたします。御審議よろしく願います。

○委員長（福嶋安徳君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第１２９号・平成２６年度八代市一般会計補正予算・第６号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第１０５号・指定管理者の指定について

○委員長（福嶋安徳君） 次に、議案第１０５号・八代市振興センターいずみに係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 橋本泉支所総務振興課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議案第１０５号・指定管理者の指定について説明をさせていただきます。泉支所総務振興課長の橋本でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） 議案第１０５号・指定管理者の指定について。

１２月定例会議案書のページ１１ページをお開きください。

提案理由としまして、本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するためには、地方自治法第２４４条の２第６項の規定によりまして議会の議決を経る必要があるため、提案させていただいております。よろしくお願いいたします。

公の施設の名称は、八代市振興センターいずみで、指定管理者となる団体の名称は八代市商工会、指定の期間は平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日までの５年間です。

次に、施設基準金額の設定につきまして説明をいたします。本日追加で提出しております追加資料と議案第１０５号関係資料の２つで説明をさせていただきます。

八代市振興センターいずみ施設基準金額の設定について、指定管理者をごらんください。

基準金額の算定方法ですが、基本的に、前指定管理期間中の３年間の実績の平均により基準を設定したところでありますが、一部につきまして、消費税及び電気料等の社会情勢による変化が著しいものにつきましては、直近の単価を適用させて算出しております。

歳入につきましては、建物使用料９８万円、各部屋の使用料２２万４６１１円、電気使用料９１万８３４円、その他手数料等で１３万４８４１円を合わせまして、２２５万２８６円としております。

歳出につきましては、人件費が171万4650円、これは嘱託職員1名の賃金と共済費及び時間外分の手当となっております。ちなみに、賃金につきましては平成26年度臨時職員単価5750円、開館日の247日、社会保障率の1.158を掛けまして計算しております。

施設管理費は606万5805円、詳細につきましては内訳欄のとおりとなっております。ごらんいただきたいと思います。なお、算定基準金額につきましては、消費税一括計算のため税抜き額で算定しております。

歳出778万455円に、一般管理費の3%、23万3414円を加算し、歳入225万286円を差し引いた金額576万3583円となり、その合計に消費税8%、46万1086円を加えた622万4669円を基準額として算出しております。

次に、指定管理者候補者の選定結果につきまして説明をいたします。

ページ1にお戻りください。

主なものについて説明いたしますので、よろしくをお願いします。

3の提案価格、市の基準金額622万5000円に対し、八代市商工会からの提案価格は、初年度613万1000円、5年間で3065万5000円となっております。

指定管理者候補者の概要につきましては、ページ1下段に記載のとおりでございます。

5の指定の経緯につきましては、10月14日から10月の24日までの11日間を募集期間とし、11月7日に指定管理者候補者選定委員会を開催、同日に候補者の決定を行っております。応募状況は公募で、説明会に1団体が参加し、1団体が応募しております。

6の選定委員会委員は、記載のとおりで、内部委員4名、外部委員が5名となっております。

7の選定結果につきましては、別紙集計表のとおり、5項目にわたり100点満点で審査が

行われ、選定委員会委員9名の平均の合計が74.7点となり、候補者選定の基準である100分の60以上を満たしているため、八代市商工会が候補者として選定されたところでございます。

8の今後の日程といたしましては、指定の議会議決後、候補者への指定通知を行うとともに、指定の告示を行い、来年3月議会に予算を提案、議決後、4月1日に協定締結及び指定管理者の運営開始予定としております。

指定管理者候補者選定委員会での指定管理者候補者の提案内容としましては、追加資料2ページのとおりに、施設の利用者及び利用回数について、若干ではあるが伸びてきている。平成19年から8年間の経験と実績を生かし、利用者増加や地域住民の福祉増進にも貢献する効果的自主事業に取り組み、さらなる管理、運営、サービスの向上を図りたいという意見が出ております。

ホームページ、アンケートによる意見聴取を実施し、利用者の意見、要望を積極的に取り入れていく。

地域のグループや団体と連携をとり、文化講座や共同企画事業等のさらなる充実を図り、芸術文化、産業経済活動に触れる環境づくりを行い、利用者の増加を目指すなどの提案がなされております。

また、委員会委員の意見としましては、歳出に占める光熱水費の割合が高く、経費節減についての提案が欲しかったということです。

8年の経験を生かし、次のステップとして、もう1段階上の目標を持つての自主事業の取り組みを期待している。

接客接遇研修をしっかりと行っていく必要がある。

財務的には、内部留保もできているため、事業者としての安全性に問題がないが、収入増に向けた戦略を行ってほしい。

夜間、休日等の開館により、利用者への配慮もなされていることは評価したいなどの意見が出されております。

以上で議案第105号・指定管理者の指定についての説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。済みません。ちょっとちっちゃいことなんですけど、済みません。この追加資料出された分の、さっき言われた数字が若干違ってるみたいなんですけど、ちょっと確認をさせてもらっていいですか。

基準価格等の算出方法の部分が、ほとんど若干ちょっとずれてるみたいなんですけど。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） 申しわけありません。歳出のほうにつきましては計算……。あ、済みません。はい。

○委員長（福嶋安徳君） 橋本泉支所総務振興課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。申しわけありません。

歳出のほうにつきましては、資料の税抜きの方の額を計算していただきたいと思います。表の下部2段目に、消費税ということで、ここ一括して税が計算されることから、上の分については消費税を抜いたところで計算させていただいた……。

○委員長（福嶋安徳君） 中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。例えばですね、施設管理費、お幾らだったですか。言われた金額。

○委員長（福嶋安徳君） 橋本泉支所総務振興課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。606万5805円。（「30円違う」と呼ぶ

者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 若干、それぞれですね、言われた内容と、この資料が違ってますので、どっちが正しいんでしょうかね。（泉支所総務振興課長橋本和郎君「切り捨て関係の端数」と呼ぶ）いや、全部です。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 橋本泉支所総務振興課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。計算過程での端数調整が全部ありますので、ここに出しております表の集計部分で上げておりますので、多少1000円未満の数字がずれてきております。（「例えばで、説明してやったほうがいい」と呼ぶ者あり）はい。

例えば、施設管理費の中で消耗品につきましては、月額の部分に4万1113円プラス6万9841円プラス6万9841円の3分の1を基準として出しまして、その分からまた消費税分を差し引くという形をとっておりますので、表的に、端数部分の調整が出てきております。それを各、消耗品費、光熱水費、修繕料、通信費、通信費におきましては今度は浄化槽関係の手数料とか、全部を個別に計算した部分で出している関係で、端数がずれているところが。

○委員長（福嶋安徳君） よかですか。わかりましたでしょうか。

○委員（中山諭扶哉君） わかりました。はい。

○委員長（福嶋安徳君） ほかに御意見ありませんか。

○委員（橋本幸一君） 意見よろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） やっぱり中山間地の指定管理というのは、なかなか、やっぱり厳しい状況にあるわけですね。やっぱり、そこで商工会の皆さんが頑張っておられるということで、この8年の、こん実績って十分踏まえてですね、

先ほどの選定委員会の意見というともあります
が、しっかり振興センターいずみの管理運営に
当たっていただきたいと思います。貴重な、1
者しか応募してないということです、その
辺も踏まえて、責任も重大だと思いますので、よ
ろしく願いいたします。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 橋本泉支所総務振興
課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい。
委員さんおっしゃられましたとおり、商工会が
現在行っておりますけれども、これまでの直営
で行ってありましたときに比べますと、当然、
住民の利用のしやすさというのは、休日、それ
から時間外等において利用できるということで、
若干ではありますが、本当に伸びてきておりま
す。その点も踏まえまして、十分に商工会のほ
うには活動をやっていただいていると。

ただ、施設の体系が貸し館的なものが多うご
ざいまして、どうしても収入となり得るものが
ないということで、自主事業で取り組んでいた
いておりますいろんな事業につきまして、若
干、利用をまだ進めて、ふやしていきたいとい
うふうには考えておりますし、商工会のほうと
しても、それは踏まえたところでの計画が出さ
れております。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） ほかに意見ありませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第105号・八代市振興センターいずみ
に係る指定管理者の指定については、可決する
に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本
案は可決されました。（「ありがとうございま

した」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前11時03分 小会）

（午前11時04分 本会）

◎議案第116号・八代市消防団員等公務災
害補償条例の一部改正について

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第116号・八代市消防団員等公
務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、
説明を求めます。

○防災安全課長（東坂 宰君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 東坂防災安全課長。

○防災安全課長（東坂 宰君） はい。皆さん、
こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）
防災安全課の東坂でございます。よろしくお願
いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） どうぞ。

○防災安全課長（東坂 宰君） それでは、議
案つづりの25ページをお願いいたします。

議案第116号・八代市消防団員等公務災害
補償条例の一部改正について説明いたします。

提案理由といたしましては、児童扶養手当
法の改正に伴いまして、本条例の改正が必要であ
るということでございます。

この内容といたしましては、児童扶養手当
法の改正により、これまで公的年金を受給する方
は児童扶養手当を受給することができませんで
した。ただ、この12月1日より、年金が児童
扶養手当額より低い方は、その差額分につきま
しての児童扶養手当を受給することができるよ
うに改正がなされております。

八代市消防団員等公務災害補償条例の中で、
損害補償の種類といたしまして、傷病補償年金、
障害補償年金、また遺族補償年金がございま
すので、今回の一部改正を行うこととなっております

ます。

続きまして、今回の一部改正の条文の改正について説明いたします。

議案つづりの26ページをお願いいたします。

今、26ページお開きいただきましたけれども、本日、別添で新旧対照表をお配りしておりますので、そちらで説明をさせていただきたいというふうに思います。右肩に議案第116号関係分という1枚のペーパーでございます。

今回の改正は、新旧対照表にアンダーラインを引いてる部分でございますが、附則第5条第7項第1号におきまして、現在、児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号とあります部分を、第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に、また同条同項第2号におきまして、現在、児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号とあります部分を、第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に改正するものでございます。

なお、本改正の施行期日及び適用日につきましては、議案つづりの26ページ末尾に記載しておりますとおり、この条例は公布の日から施行し、改正後の八代市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成26年12月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい。以上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

これから採決いたします。

議案第116号・八代市消防団員等公務災害

補償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員（橋本幸一君） ちょっと小会よかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい。小会します。

（午前11時09分 小会）

（午前11時10分 本会）

◎議案第137号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、議案第137号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 豊本行政改革課長。

○行政改革課長（豊本昌二君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）行政改革課、豊本でございます。座りましての御説明、お許しください。失礼します。

それでは、議案第137号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての御説明をいたします。

議案につきましては、12月定例会議案、平成26年11月25日招集、その3、その3のほうが議案になります。

それから、追加資料といたしまして事前にお渡ししております、こちらの議案第137号関係資料のほうをごらんいただきながら進めていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

今回、平成27年4月1日付で本市の執行部局の組織機構再編を行うことに伴い、八代市部設置条例等、関係条例改正15本を1つの条例

にまとめて御審議いただくものでございます。

先ほど御案内しました追加資料、関係資料に基づいた新旧対照表のほうがわかりやすいかと思しますので、こちらのほうで御説明をお許しください。

まず、7分の1と書いてございます、7枚ございます、この関係資料の1ページ目になります。

部の設置につきましては、左側の改正案、第1条の設置をごらんいただき、また、右側の現行と比較していただきますとわかりやすいかと思っております。

また、最後につけておりますA3サイズの、こちらの組織機構図、案というふうにしておりますが、こちらをあわせてごらんいただきますと助かります。

右側の、済みません、部の設置につきましては、右側の現行を見ていただきまして、まず、企画振興部と総務部を再編して、こちらの第1条、設置にあります(1)、(2)、(3)の総務部、企画振興部、財務部ということで再編をいたしております。

それから、現行の市民協働部、環境部を再編統合して市民環境部、(4)にあります市民環境部といたしております。

それから、現行の商工観光部にスポーツと文化を移管して、(6)経済文化交流部といたしております。

それから、(5)の健康福祉部、(7)農林水産部、(8)の建設部については、部設置条例での改正はございません。

この改正案の第2条の事務分掌になります。それは、済みません、7分の、済みません、そのまま、済みません、そのままです。申しわけありません。そのままの1ページのところで、事務分掌を見てまいりますが、まず総務部には、アの部分で危機管理課ということで課名をしております。それから、イとウで秘書課、エで広

報広聴課、オとカで文書統計課、キとクで人事課、総務部には以上5課になります。

それから、企画振興部になります。そこにはアとイ、ウとエで企画政策課、オで情報政策課の2課ということと、それから、条文にはございませんが、支所の所管は企画振興部のままになります。

次になります。(3)の財務部でございますが、アとイで財政課、それからウで契約検査課、エが市民税課、資産税課、納税課、以上5課になります。

それから、市民環境部には、アとイで市民活動政策課。

それから次のページになります。

関係資料の次のページ、7分の2としておりますページですが、ウで市民課、それからエで人権政策課、オで環境課、カが廃棄物対策課、キで環境センター建設課、以上6課になります。

それから、(5)健康福祉部でございますが、事務分掌は変更ございません。課名の変更がっておりますが、7つの課のままでございます。

それから、(6)経済文化交流部は事務分掌に、カの部分で文化振興課、それからキの部分でスポーツ振興課の部分が加わって、5課ということになります。

それから、(7)農林水産部の事務分掌、変更ございませんが、課の名称変更があり、6課のままでございます。

それから、(8)建設部の事務分掌も変更ございませんが、一部、課を整理統合して10課から8課へいたしております。

続きまして、整理条例の2条ということで、今のページそのまま、その下、第2条関係でしております八代市一般職の職員の給与に関する条例は、少し、済みません、資料が飛びますが、7分の4、次の紙のですね、7分の4を先に見ていただきまして、こちらは八代市立病院条例をごらんいただいて、7条の分ですね。第

7 条関係、国民健康保険八代市立病院条例から見ていただきまして、現行組織のですね、医局、薬局、事務局としておりますのを、診療部、看護部、事務部と、同じ課レベルなんです、その再編を行うことから、職名変更も行いますので、先ほどの資料に戻っていただきます、7 分の 2 にあります一般職の給与に関する条例の部分、その部分の別表もあわせて改正させていただくものでございます。

次に、その次のページ、7 分の 3 に入りますが、整理条例の第 3 条関係からは、委員会、審議会、会議などの庶務を行う担当部や課の名称が変更になるものについて改正するものでございます。

順を追って説明いたしますと、第 3 条関係では、八代市奨学生選考委員会条例を教育政策課に、それから第 4 条関係では、八代市人権政策審議会設置条例を市民環境部人権政策課ということになります。

それから 7 分の 4、済みません、7 分の 4 ページ、次のページになりますが、八代市交通安全対策会議条例を市民環境部市民活動政策課に、それから第 6 条で、八代市都市計画審議会条例を建設政策課になります。先ほど御説明しました第 7 条関係の市立病院は飛ばしまして、第 8 条関係、八代市防災会議条例につきましては総務部危機管理課に、それから八代市災害対策本部条例も同じく総務部危機管理課、次の 7 分の 5 ページのほうを見ていただきまして、八代市行財政改革推進委員会条例、第 10 条関係になりますが、そこが企画政策課になりまして、行政改革課は企画政策課のほうに吸収される形になります。それから第 11 条関係、八代市国民保護協議会条例は総務部危機管理課に、それから第 12 条、八代市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例は同じく総務部危機管理課に、それから第 13 条関係になります。八代市生活安全条例は市民環境部市民活動政策課に

なります。

次のページを、申しわけございません。願います。7 分の 6 ページになります。

第 14 条関係になります。八代市厚生会館・八代市文化センター運営審議会設置条例を経済文化交流部文化振興課に、それから 15 条、八代市スポーツ推進審議会設置条例を経済文化交流部スポーツ振興課に改めるものでございます。

附則で、施行日を平成 27 年 4 月 1 日といたしております。

以上で議案第 137 号の組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、関係条例改正 15 本を 1 つの条例として説明いたしました。

また、この場をお許しいただきまして、補足といたしまして、7 分の 7 になりますが、平成 27 年 4 月 1 日付組織再編の特色（狙い）ということで簡単に御説明をいたしたいと思います。

27 年度の組織再編の特色、狙いは、次の 5 つのポイントがでございます。

まず 1 番目に、市長による指揮命令の明確化とスピードアップ、総務部を再編して、危機管理の担当部署設置をいたしております。

それから、2 番目です。普通交付税の段階的削減や公有財産の有効活用を見据えた体制強化ということで、財務部門に特化した体制をとっております。

それから、3 番目になります。政策・施策の着実な推進及び組織の横断連携の強化ということで、各部に政策担当部署を設置いたしております。

それから、4 点目です。市長八策の実現に向けた農商工部門の強化ということで、特に商工観光部門に文化、スポーツ部門を移管し、経済、文化、交流を統合した体制といたしております。

5 点目です。市民生活に直結するサービス部門の一元化ということで、市民協働部門と環境部門を統合した体制といたしております。

さらに、支所機能の充実に向けた取り組みの推進を図るとして、地域特性に合った地域づくりの拠点としての支所の位置づけ、所管する部署を挙げて、地域振興の推進に取り組む体制といたしております。

以上で御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい。以上の部分について質疑を行います。

何か。

○委員（矢本善彦君） よかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 今、課長から説明受けましたが、これはですね、こんなして組織変えるのはいいけど、やっぱり市民サービスをですね、充実せぬとかしゃにや、こやんと、私たちは、こんなして中におるからわかるけども、普通ん者はわからっさんと思うとたい。組織改革あるたんびに、何か、この名前はていうて。だけん、もう少し市民にわかりやすい名前をして。

そして、いっちょは部長、やっぱり横の連携たいな。確かに、合併してな、職員も1300人おったつが、もう10年間で250人削減する、権限移譲も来る、本当に忙しいと思いますけども、やっぱり横の連携で市民サービスを、これは要望しておきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっと、一つよかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。スポーツ、文化の部分ばですね、商工部門のほうに移した理由ちゅうとはわかりますか。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 豊本行政改革課長。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。スポー

ツ、文化に関しまして、まず平成23年度にですね、市長部局のほうに移管っていうのがあったかと思います。その移管されたときに、当時はまちづくりとかコミュニティーづくりとかということで一体となった取り組みが必要ということで市民協働部に移ったかと思います。

前回、その市長部局に移管されますときに、もう一つ、スポーツが観光振興等を所管する部署との連携を強化するという部分もございまして、人の交流やにぎわいの創出、それから地域経済の活性化等ということで、今回はこちらの経済文化交流部ということでですね、こちらのほうに移管したということでいたしておるところでございます。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 本来ですよ、本来、文化、スポーツちゅうとは社会教育、社会体育ちゅうとが中心に設置されたものだとは私は今まで考えとつとですよ。今も、ずっと考えとるわけなんですけど、これをやたらとですね、商工関係のほうに持ってくるならば、費用対効果とか事業対効果ちゅうとをですね、求めざるを得ぬごっなってくって思うとですよ。

とすると、本来あるべき文化事業ちゅうとがですね、ちょっと曲がったほうに考える可能性もあるし、スポーツ部門にしても、それを事業対効果、費用対効果ちゅうふうにならぬ部門に、部署に持っていくならば、例えば、松中記念館なんかはそうなんですけれども、松中記念館にスポーツの、本当は寄附としてもらった施設を費用対効果で考えていくなれば、その観客動員数とか、いわゆるお客さんの人数とかをどうしても計算せざるを得ぬところがある。しかし、松中記念館ちゅうのは、本来、子供たちに、頑張って、スポーツ選手の状況を知らせる施設だから、これに費用対効果、事業対効果を考えていくなれば、当初、寄附をされた松中

選手そのものに対する失礼な部分も出てくる可能性があるっていうふうに考えるもんだから、今このような質問をするわけなんですけれども、これについてはどのように考えられますかね。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 豊本行政改革課長。

○行政改革課長（豊本昌二君） はい。鈴木田副委員長からございました松中信彦スポーツミュージアム、現状といたしましては、商工観光部のほうが所管しているということになるかと思えます。

先ほどから申し上げております文化とスポーツに関しましては、平成23年度からの移管のときに、地方教育行政のほうの改正があつてですね、執行できるようになった、市長部局で執行できるようになったということがございます。その関係もございまして、今回は経済文化交流部のほうで、人のにぎわいとかですね、経済効果あたりを重点に考えているところ。当然、副委員長からございました費用対効果や事業対効果っていうのも、当然、問われる部分ではあるかと思いますが、まず八代市のまちがですね、こういったスポーツや文化を通じてですね、元気になっていくというところも重要ななというふうに考えておるところでございます。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

以上で質疑を終了……（委員橋本幸一君「あ、意見を」と呼ぶ）質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 先ほど、矢本議員が言われましたが、今回、組織再編ということで、課も減る、それから係も減るということで、やっぱり非常に、名前も変わるということで、先ほども言いましたが、やっぱり住民サービスへの、やっぱ、例えば、案内板ですね、そういう

のをやっぱ、本当に周知徹底する必要があると思うわけですね。そこをやっぱり十分やっていただきたい。

それと、結局、仕事量というのは、今、職員の削減もしながら、それから一方では権限移譲という、やっぱり量的には仕事量という自体がふえてきている。そういう中で、かなりですね、職員の皆さんの、課によっては極端な仕事量の増大とか、減ってる部分もあるかと思いますが、そういうことをですね、しっかり把握して、職員の皆さんの無理がないように、そこはやっていただきたい。くれぐれもよろしくお願いします。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。先ほどのことで、少し意見を申したいと思いますが、やはりですね、文化事業とかスポーツ事業についてはですね、費用対効果とか事業対効果を考えない部署にですね、やっぱ設置するべきだと私は考えます。

今、議長のほうから言われましたけれども、非常に合併による人間、人を削減するってことで、削減しておりますけれども、その代償として臨時職員とか非常勤職員を多く入れておられるというのがありますので、どうしても必要なですね、人員確保は要すると思うんですよ。

そういった意味からですね、やっぱし、職員の負担というのもですね、減らかすために臨時職員とか非常勤職員に持ってくるちゅう考え方はですね、行政内ですね、いわゆる、何ちゅうかな、秘密とか、どうしても外に出してはいけない部分ちゅうのあつと思うんですけれども、その部分についてのですね、いわゆる守秘義務等についてもですね、しっかり徹底した指導をせぬばいかぬと思いますので、その辺のともですね、十分に調整しながら、この確保をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（福島安徳君） はい。ほかにござい
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第137号・組織機構改革に伴う関係条
例の整理に関する条例の制定については、原案
のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福島安徳君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

◎議案第139号・八代市長等の給与に関する
条例の一部改正について

○委員長（福島安徳君） 次に、議案第139
号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正
についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（福島安徳君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の中で
ございます。よろしく願いいたします。それ
では、着席の上、御説明申し上げます。

お手元に、議案と別途に1枚物の資料を配付
いたしておりますけども、ございますでしょう
か。そちらを使って説明させていただきますの
で、ごらんいただければと思います。

それでは、議案第139号・八代市長等の給
与に関する条例の一部改正について御説明申し
上げます。

改正理由でございますが、平成26年度の人
事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改
定に準じまして、市長、副市長及び常勤の監査
委員の期末手当の支給割合を改定するもので
ございます。

改正の概要でございますが、市長等に対し
ます期末手当の年間支給割合を現行の2.95月

から3.1月へと0.15月分の引き上げを行う
ものでございます。引き上げは、26年度にお
いては、この12月に支給する期末手当の分と
して行います。また、27年度にもう一度改正
を行いまして、6月を1.475月、12月を
1.625月、トータルの3.1月といたします。
それが表の平成27年度の欄の数字となります。

そのために、施行期日が2段階に設定されて
おります。この12月の支給のための改正を公
布の日からとし、基準日である12月1日から
適用いたします。また、27年度の支給分に係
る改正につきましては、平成27年4月1日か
らの施行となっております。

説明につきましては以上のとおりでござい
ます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（福島安徳君） はい。以上の部分に
ついて質疑を行います。

何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（矢本善彦君） はい。

○委員長（福島安徳君） 矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 今回の人事院勧告に伴
う市長、特別職、議員、職員給与の増額分、9
500万円の増額の報酬改定の提案がされてお
りますけども、ことし4月になってですね、消
費税が3%増の影響が市民の負担を増す案件が
数件あり、市民の生活に多大な影響があると思
われ、今回も税率、固定資産税1.5から1.6
%、利用料、使用料実質値上げラッシュでござ
います。きのうの審議でも介護保険がまた上が
る、来年は軽自動車税も上がる、トラクター、
農耕用も上がるということですね、市民感情
にも配慮し、理解を得る努力をすべきではない
かと、先日、私ども、市長に申し入れをさせて
いただきました。

どうしても、この案件につきましては賛成することもできないのであります。

以上、意見といたします。

○委員長（福島安徳君） はい。ほかに。

はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。私もですね、やっぱり同じなんですけど、景気の浮揚感がですね、どうしても八代市がですね、まだまだ感じれないもんですから、特別職の期末手当の増額ですね、タイミングは今じゃないんじゃないかということを非常に感じるわけでございます。

以上、意見です。よろしくをお願いします。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） はい。ないようです。
これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

議案第139号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福島安徳君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第141号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（福島安徳君） 次に、議案第141号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（福島安徳君） 中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。それでは、引き続き説明させていただきます。こちらも別途配付の資料で御説明させていただきます。よろしくをお願いします。

議案第141号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げ

げます。

改正理由でございますが、平成26年度の人事院勧告に準じまして、一般職の職員の給与を改定するものでございます。

それでは、改正の概要でございます。

まず、1項目めが給料表の改定でございます。平均で0.3%、金額にして1055円の引き上げでございます。若年層に重点を置いた改正となっております。初任給につきましては2000円の引き上げとなっております。

2項目めが初任給調整手当の改定でございます。こちらは、医師を対象とする手当でございますが、支給月額の限度額を1000円引き上げるものでございます。

3項目めが通勤手当の改定でございます。自動車等使用者に係る通勤手当について、距離区分に応じて100円から7100円までの幅で引き上げるものでございます。

最後に、4項目めが勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。現在、期末手当と勤勉手当を合計しました年間の支給割合が3.95月でございますが、これを0.15月分引き上げ、年間で4.1月とするものでございます。今回は、勤勉手当の支給割合を引き上げることとしております。

引き上げは、26年度においては、この12月に支給する勤勉手当の分として行います。また、これを27年度に向けてもう一度改正を行いまして、現行と同様に6月、12月を同じ割合、それぞれ0.75月といたします。それが表の平成27年度以降の欄の数字となります。

最後に、施行日及び適用日を説明いたします。

今年度の支給のための改正を公布の日から施行とし、勤勉手当分については、基準日である12月1日から適用いたします。それ以外については、本年4月1日にさかのぼって適用いたします。この分が第1条となっております。また、27年度の支給分に係る改正につきまし

では、第2条といたしまして平成27年4月1日からの施行となっております。

説明につきましては以上のとおりでございます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（福島安徳君） はい。それでは、以上の部分について質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

議案第141号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福島安徳君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前11時38分 小会）

（午前11時41分 本会）

◎陳情第8号・八代地域人権オンブズパーソン制度の早期再開について

○委員長（福島安徳君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送や持参にて届いております要望書等については、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただきたいと存じます。

それでは、審査に入ります。

当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件と継続審査の請願2件、陳情3件です。

まず、新規付託分について審査いたします。

それでは、陳情第8号・八代地域人権オンブ

ズパーソン制度の早期再開についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりであります。念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（寺原哲也君） （書記、朗読）

○委員長（福島安徳君） はい。それでは、本陳情について質疑、御意見等を求めます。

何かありませんか。ないようでございます。

○委員（上村哲三君） はい、委員長。

○委員長（福島安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。なければ、一言申し添えたいと思います。

今回の陳情についてはですね、6月議会に出されたのと似通った事案であるというふうに思っています。ということですが、内容を精査しますにですね、この要望の中で、八代地域人権教育のための推進会議に対して、地域人権オンブズパーソン制度の見直し作業に関する工程を求めることとかですね、人権オンブズパーソン制度の再開に向け、推進会議での見直し作業を最大限支援することというようなことがあります。

どうやっているか、明らかでないというように、内容の中にも書いてありますが、先日、11月19日、総務委員会ですね、このワーキングチームの会議の内容をですね、3回までお聞きしました。で、第4回が翌日行われたんですね。そういうような中での報告もですね、伺っておるんですが、その中で、ここに書いてあるようなことをですね、まず第1に、推進会議というのはですね、人権政策課の外郭団体であるということ、地域オンブズパーソンというのは、その附属機関であるということ、この2つがですね、11月19日の会議の中で、私たちの勉強会ですね、総務委員会の勉強会の中で明らかになっております。

で、ここに、平成5年のパリ原則というのが入っておりますが、このパリ原則の内容はですね、人権擁護委員の方たちの中でですね、精い

っぱい網羅できる事象であるということですね。ここに法的な裏づけがないということも、前回の委員会の中で明らかになりました。オンブズパーソンの行動計画というものがですね。

そういうことを思えばですね、ここに書いてあることは、早期再開という面も含めて、今、ワーキングチームで再開するかどうかですね、含めて、ワーキングチームでやってることですので、まず、外郭団体の独立性を重んじる立場からしたらですね、私たちがどうのこうの言うことではないというようなことが一つあります。私たちが言えるのは、やはり予算面あたりで出てくる人権政策課の問題でございますので。

そういう面やら、制度再開に向けてのバックアップをせろというようなこともですね、明らかに独立性を損なうようなことになってはいけないと、今、ワーキングチームからだんだん上に上げていくというような会議をやっておりますんですね、慌てる必要もないということも先日の総務委員会で意見が出ておりましたんですね、それも含めてですね、今回の陳情に関しましてはですね、もう今さら、この委員会で捉まえて、いろいろしていくものではないということから、審議未了としていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。
それでは、採決に入ります。

陳情第8号・八代地域人権オンブズパーソン制度の早期再開については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 賛成多数と認め、本

件は審議未了とすることに決しました。

◎請願第3号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方について

○委員長（福嶋安徳君） 次に、継続審査となっております請願第3号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりです。

本請願について質疑、御意見等を求めます。

○委員（鈴木田幸一君） 意見ばよかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。これにつきましてはですね、消費税を増税することに大上段から構えて賛成、賛成ちゅうわけではありませんけれどもですね、今、国政選挙の最中でありまして、このことについても十分に国民に今、政治は問うておるというふうに私は考えますので、これをですね、八代のほうから意見書の提出ちゅうのは、まだ必要ないっていうふうに私は考えますので、審議未了として扱っていただきたいと思いますけど。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） はい。ないようです。
それでは、採決いたします。

請願第3号・消費税増税の撤回を求める意見書の提出方については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎請願第5号・集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出方について

○委員長（福嶋安徳君） 次に、請願第5号・集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりです。

本請願について質疑、御意見等を求めます。

○委員（鈴木田幸一君） 委員長、よかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。集团的自衛権についてはですね、やはり国を守るという姿を考えたときですね、どうしても、全く無力の中での自分を考えたならば、外敵に備えることができない、私はそのように考えております。

やはり、集团的自衛権というの、国に基づいて、やっぱ国と国との、いわゆる外交も含めたところの、やはり姿勢というのが問われる場合があると思うし、日本という国を考えた場合ですね、私たちは国民を守る義務がある、私たちも自分も守らぬばいかぬけど、国民の方々を守らぬばならぬちゅう義務があるちゅうふうに私は考えております。

そういったことで、これは撤回っていうふうにすることは、どうしても私は考えることができません。そういった意味で、審議未了でお願いしたいと思います。

○委員（橋本幸一君） 委員長、関連でよろしいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 日本は国連に加盟してるんですね。で、国連に加盟している以上、これはもう集团的自衛権っていうのは、もう大前提なんですよ。そこをやっぱ皆さん、十分理解、私はされたほうがいいかと思ひます。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

請願第5号・集团的自衛権の行使を容認する

閣議決定の撤回を求める意見書の提出方については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福嶋安徳君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題について

○委員長（福嶋安徳君） 次に、陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題についてを議題とします。

要旨は、文書表のとおりです。

本陳情について質疑、御意見等を求めます。

○委員（上村哲三君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。実は、この6月の時点ですね、委員会に諮られたときに、執行部を呼んでですね、陳情者の方もですね、傍聴に来ておられて、意見もですね、紹介して、お聞きをいたしました。

ということで、説明のほうもですね、執行部に、この陳情が上がるとる部分に関してはですね、ちゃんと説明もしてあるということ、それから執行部のほうからも議事録で何か説明したちゅうこともあっておりますのでですね、今さら、また取り上げると、当時はやはり、傍聴に来ておられましたんでですね、陳情者の方の意も踏まえながらですね、継続審査でやってきましたが、本来なら、あの時点で、本来の姿は終わっているんじゃないかということから、もう、今後もある必要がもうないのではないかということで、審議未了でお願いしたいというふうにお願いします。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） ないようです。

これより採決いたします。

陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎陳情第6号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについて

◎陳情第7号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて

○委員長(福嶋安徳君) 次に、陳情第6号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについて、陳情第7号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについては、関連がありますので、一括議題とし、採決については個々に行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

要旨は、文書表のとおりです。

本件について質疑、御意見等を求めます。

○委員(上村哲三君) はい、委員長。

○委員長(福嶋安徳君) 上村委員。

○委員(上村哲三君) はい。陳情6号及び陳情7号につきましてはですね、前回も意見を申し上げましたが、それから委員会としても、先ほど申し上げましたように、11月の19日に委員会で、この方面の勉強会、それから研究会もおさめてきております。

先ほど、審議未了となりました2件とは、全く異なっただですね、同じ人権オンブズパーソンの問題に関してもですね、やめろとは申し入れはしてなくて、執行部のですね、に対するポジティブな、透明、公平さを求めたり、構成の適正化などを求めていますのでですね、今後もまだ、この時点についても委員会として調査す

る必要があるのではないかという部分が1つ。

それと、陳情第3号に……。〔6号、7号〕と呼ぶ者あり) 申しわけありません。7号です。

陳情第7号に関しましてはですね、まだまだ私たちも事実検証というのがどこまでできるかわかりません。が、一応まだ、ここまで至っていないのですね、委員会として、その機会を得ることも重要なことと考えですね、御意見を関係者にお聞きしたり、判断していく部分も、議論する部分もあっていいのではないかということから、2件とも継続審査でお願いしたいと思います。

○委員(中山諭扶哉君) はい。

○委員長(福嶋安徳君) 中山委員。

○委員(中山諭扶哉君) はい。私はですね、先ほどのですね、陳情第8号、第3号にございましたとおりですね、先ほどからですね、御意見もありましたとおりですね、このオンブズパーソンの、この制度についてですね、独立性を担保する立場からですね、私はもう、これはもう同じようにですね、審議未了にすべきではないかというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○委員長(福嶋安徳君) ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(福嶋安徳君) はい。採決に入ります。

陳情第6号については、継続審査を求める意見と審議未了を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第6号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについては、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(福嶋安徳君) 挙手多数と認め、本

件は継続審査とすることにいたします。

○委員長（福島安徳君） それでは、陳情第7号については、継続審査を求める意見と審議未了を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第7号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについては、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（福島安徳君） 挙手多数と認め、継続審査とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長（福島安徳君） お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

（午後0時01分 休憩）

（午後1時01分 開議）

○委員長（福島安徳君） それでは、休憩前に引き続き総務委員会を再開いたします。

午前中審議いたしました議案第105号・八代市振興センターいずみに係る指定管理者の指定について、執行部から配付資料の差し替え及び発言の修正の申し入れがありましたので、これを許します。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） はい、委員長。

○委員長（福島安徳君） 橋本泉支所総務振興

課長。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

午前中説明いたしました議案第105号・指定管理者の指定について追加資料の訂正及び午前中説明いたしました内容につきまして一部訂正がございましたので、報告させていただきます。座って報告させていただきます。

○委員長（福島安徳君） はい、どうぞ。

○泉支所総務振興課長（橋本和郎君） 施設基準金額の設定の説明中、基準額の算定方法、歳出、施設管理費につきまして、606万5835円と説明しましたが、正しくは606万5805円になります。

次に、歳出778万485円に一般管理費23万3415円を加算し、歳入225万286円を差し引いた金額576万3614円となり、その合計に消費税8%、46万1089円を加えた額622万4703円を基準額として算出との説明をいたしましたが、正しくは、歳出778万455円に一般管理費23万3414円を加算し、歳入225万286円を差し引いた金額576万3583円となり、その合計に8%、46万1086円を加えた額622万4669円を基準額として算出となります。

以上、修正し、報告させていただきます。

○委員長（福島安徳君） はい。どうもありがとうございました。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（福島安徳君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（新庁舎建設に係る地域審議会の結果報告について）

○委員長（福島安徳君） それではまず、新庁舎建設に係る地域審議会の結果報告についてをお願いいたします。

○財政課長（佐藤圭太君） はい、委員長。

○委員長（福島安徳君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤圭太君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課、佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

9月定例会の総務委員会では、新庁舎建設に伴います取り扱いにつきまして、1点目に、新庁舎建設候補地の選定については、特別委員会を設置せず、総務委員会で審議を行うこと、それから2点目に、市民からの意見聴取の方法として、地域審議会に諮問すること、この2点につきまして御承認いただいたところでございます。

そこで、11月21日から、――あ、済みません、失礼しました。11月12日から11月21日の間に、八代地域審議会を皮切りに、6つの審議会への諮問を行い、去る11月26日に各地域審議会から答申をいただいたところでございます。

本日は、その結果について御報告させていただきます。

それでは、新庁舎建設候補地の選定について、隣におります谷脇財政課長補佐が説明いたします。

○財政課長補佐（谷脇信博君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の谷脇です。よろしくお願いいたします。あつ。

○委員長（福島安徳君） はい、谷脇財政課長補佐。

○財政課長補佐（谷脇信博君） 失礼いたしました。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の谷脇です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（福島安徳君） はい、どうぞ。

○財政課長補佐（谷脇信博君） お手元の資料は、事前にお配りしております、こちらでございますが、お持ちでございましょうか。

○委員長（福島安徳君） はい、どうぞ。

○財政課長補佐（谷脇信博君） はい。せっかく総務委員会のほうで、地域審議会を活用して諮問してよいというお話を受けまして、今、課長が申しましたように、11月12日から八代地域審議会を皮切りに、6地域審議会を回らせていただきました。

で、総務委員会の席でも、ちょっと説明が乱暴過ぎるという御指摘を受けまして、その辺を受けて、今回お手元でございますペーパーといひますか、冊子には、一番上に、新庁舎の候補地の選定についての背景でありましたり、試算でありましたりということをつけ加えさせていただきました。

で、それを踏まえたところで、各地域審議会に諮問を行ったところでございます。

内容としましては、背景でございますけれども、環境センター建設という財政需要を勘案し、本市はこれまで市有施設の耐震対策につきましては、保育園とか幼稚園、小学校、中学校、そして特別支援学校を優先的に先行まして、昭和47年に建設されて、もう築後42年経過しております本庁舎、この庁舎が、国土交通省の判断基準ではI s値が0.3未満で、建てかえを検討する必要があるというふうになっておりましたけれども、してます中で、本庁舎はI s値が0.18から0.40と耐震基準を満たしていなかったんですが、建てかえを後回しにしていまいりました。

しかし、東日本震災に伴いまして、合併特例

法が改正され、市町村合併支援措置であります合併特例債が5カ年の延長となり、また、環境センターの建設のスケジュールもおおむね決まってまいったことから、延長期限であります平成32年までに本庁舎を建設すれば、市民負担が最小限に抑えることができるというふうに判断しまして、平成26年度より庁舎建設基金を創設し、初年度の今年度は3億円の基金積み立てを行うこととしましたという御説明をさせていただきました。

また、試算としましては、本庁舎をつくる場合は、学校の建設なんかと違いまして、国や県からの補助金がありません。ですから、各市町村は独自の資金や市債——借り入れですね、をして、その財源を賄うしかないと。通常、庁舎をつくる場合は、一般単独事業債といいまして、何の交付税措置もない起債を借りるんですが、おまけに、それは1億円の事業をしても7500万円しか借れない、要は起債充当率が75%の起債であると、それに引きかえまして合併特例債は1億円の事業に対して9500万円借り入れができる、要は充当率が95%で、なおかつ地方交付税が、その借金した元金と利子の返済金に対して70%交付税に算入されるということで、市民負担が軽減されるという説明をさせていただきました。

それによりまして、下のほうの表にございますけども、合併特例債の部分ですが、その上の、事業費が78億円としますと、市債の借り入れの償還を含みます総支払い額は89億5000万円と試算されます。そうしました場合、そのうちの水色の部分ですが、地方交付税分としまして46億6000万円、で、黄色い部分になります、一般財源は22億9000万円でおさまると。ですが、一般単独事業債を使いますと、事業費78億円でありまして、借り入れの償還を含みますら87億1000万円と試算され、そのうちの67億1000万円が一般

財源となると、その差の44億2000万円という差があるということを御説明に加えさせていただきました。

1ページめくっていただきますと、あとはもう前回の9月議会での総務委員会でお知らせしました内容と同じでございます。同じように説明をさせていただきます、最後のページ、1個前ですね、7ページになりますが、評価方法というのを地域審議会のほうに御説明いたしました。

地域審議会のほうで順位を決めていただきまして、その順位で1位になった候補地に4点、2位に3点、3位に2点、4位に1点という点数を持たせ、その合計点数を6地域審議会の評価点として扱わせてくださいということをお願いしました。

その結果でございますが、一番最終ページになります。

白黒ですけども、一応、八代から坂本、千丁、鏡、東陽、泉と6地域審議会ございまして、その中で、一番右側のほうになりますけども、合計点数が一番高かったのが23点で、本庁北側東高グラウンド跡地を含む現在の市役所敷地と、第2位が2番目にあります千丁支所周辺、こちらが16点でございました。3位が13点で、新八代駅周辺、そして4位が8点で、21世紀パチンコ跡地となりました。

また、答申のほうを先日いただきまして、その際に附帯意見としまして、八代地域審議会からは、新庁舎建設に当たっては、誰もが気軽に来庁でき、市民に親しまれる庁舎であるよう要望しますということ。そして、鏡町のほうからは、旧町村の施設も活用して、バランスよく地域の活性化につなげていくことが大事であり、地域のあり方や地域の声を総合的に配慮されたい、と、もう一つ、事業の推進に当たっては、スムーズな実現に向けて努力されたいという、この2点を附帯意見としてつけられました。

以上、御報告とさせていただきます。

○委員長（福島安徳君） はい。質疑、御意見を伺います。

何かありませんか。ないようですが、ようございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） 以上で新庁舎建設に係る地域審議会の結果報告についてを終了いたします。

小会いたします。

（午後１時１３分 小会）

（午後１時１６分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市住民自治によるまちづくり行動計画（後期）素案について）

○委員長（福島安徳君） それでは、本会に戻します。

次に、八代市住民自治によるまちづくり行動計画（後期）素案についてをお願いします。

○市民協働部長（池田孝則君） はい、委員長。

○委員長（福島安徳君） 池田市民協働部長。

○市民協働部長（池田孝則君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民協働部、池田です。お疲れのところ、済みませんが、所管事務調査の八代市住民自治によるまちづくり行動計画の後期の素案について説明させていただきます。

今回の、あくまで素案ということで、中間報告としてお聞きをいただきたいというふうに思っております。

次回、３月議会では案として再度御報告をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明のほうは澤田課長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（福島安徳君） 澤田市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（消費生活センター所長兼務）（澤田宗順君） はい。皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民活動支援課長の澤田でございます。

現在、八代市住民自治によるまちづくり行動計画の後期計画の策定を行っておりますが、その素案がまとまりましたので、その概要について報告、説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（福島安徳君） どうぞ。

○市民活動支援課長（消費生活センター所長兼務）（澤田宗順君） まず、本日の資料ですけれども、八代市住民自治によるまちづくり行動計画（後期）素案と書かれております、とじた物と、それからカラーで１枚物の資料の２種類を用意させていただいております。本日は、カラー版にて説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

現在、本市では、平成１９年９月に住民自治によるまちづくり基本指針を策定し、その後、平成２２年度から２６年度の５カ年の行動計画を前期計画として策定し、地域で考え、地域で行動するまちづくりをまちづくりのビジョンとして、これまで新たな住民自治によるまちづくりに取り組んできたところであります。

住民自治によるまちづくりでは、地域住民の皆様のご協力により、本年４月末までに市内全地域に２１の地域協議会が設立されましたことから、地域独自のまちづくりがスタートしたところであります。

前期の行動計画が今年度で終了となり、来年度には後期の計画期間に入っておりますので、現在、後期計画を作成しているというところであります。

行動計画前期の期間では、地域の役割としまして、２１の地域協議会を設立していただきました。

行政の支援としましては、まちづくりの総合

的な窓口として市民活動支援課を設置し、地域要望やまちづくりに関する窓口を一本化するとともに、地域を支援するため、関係する職員を地域アドバイザー、地域コーディネーターとして位置づけ、地域協議会設立に向けた支援を行ってまいりました。

そして、これまで使い道が決まっていた補助金を可能な限り一本化しまして、一括交付金として各地域協議会に交付し、地域での用途裁量権の拡大を図るとともに、新たな取り組みができるよう、地域協議会運営育成強化支援補助金を設けるなど、初めの一步が踏み出せるような支援も行っていました。

また、昨年度からは、各地域協議会が一堂に集まり、情報交換会を行うなど、各地域の情報の共有化にも努めてきたところです。

以上のように、前期の計画期間でさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、いろいろな課題や、さらなる強化というものが見えてまいりました。

カラー資料のほうあけていただきたいと思います。後期計画の概要をごらんいただきたいと思います。

計画の期間は、平成27年度から31年度までの5年間で。

前期計画の期間中に、これまでの組織づくりを通じていただいた御意見や、各種アンケートの調査結果、あるいは意見交換会など、可能な限り地域住民の声を収集に努めてまいりました。結果、おおむね5つの新たな課題が見えてまいりました。

1つ目が、市民と行政との情報共有できていない、また、市は明確なビジョンを示すべきだといった情報共有化についての課題。

2つ目が、組織をつくっても、一部のみに役割が集中しているということ、あと、後継者が育っていないといった人材育成の必要性の課題。

3つ目が、組織内での連携がうまく図られて

いない、役員だけで決めて、下まで情報が回っていないなどの意思疎通の問題、また、町内会長さんなどについては、かなり忙しい環境にあるなどの組織運営の強化についての課題。

4つ目が、使い勝手のよい施設運営になっていないことや、活動に必要な資金が不足しているなど、協働によるまちづくりの環境整備についての課題。

5つ目が、なぜ住民自治が必要なのか、そもそも住民自治とは何かについて、まだまだ市民に理解していただけていないこと、あるいは地域のまちづくりに市職員が真っ先に協力すべきといった、さらなる自治意識の高揚についての課題というものが見えてまいりました。

そこで、後期計画では、先ほど述べました課題の解決と21地域協議会の皆様がみずから考え、みずから実践していただけるような環境を整えるため、7つの重点施策を盛り込んだところです。

後期計画策定に至る、これまでの経緯としましては、7つの重点施策のたたき台を作成し、まず、ことし7月に八代市住民自治推進団体連絡会議、八代市地域審議会、8月には市政協力員協議会理事会、10月の中ごろまでに各校区等での住民説明会、出前講座を開催させていただきました。市民の皆様から、住民の皆様から多くの意見を伺うことができました。重複した意見も多く、その中から、ごく一部ではありますが、資料の中ほどに掲載をさせていただいております。

全体的な意見としましては、もう少し早く具体的な方向性を示してもらいたかった、これは平成27年度から全ての計画が進められると捉えられた節もあり、後期計画の5年間で取り組む内容であるということ等をうまく伝え切れなかったものと反省しているところです。

また、地域協議会が立ち上がって間もないのに、後期期間に入って、いろいろと権限がおり

てくるのは厳しい、地域に負担を求めるのであれば、市も相応の負担をするべきなどの意見がありました。

財源確保については、新しいことを行うには費用の負担が大きくなるので、財政支援を考慮してもらいたい、地域協議会運営育成強化支援補助金を継続してもらいたいなど、補助金、交付金に関する意見は多く寄せられました。

コミュニティセンターについては、将来的には指定管理者制度の導入を目指すことに対して、1つの運営モデルを示してもらえれば理解しやすいのではないかと、また、出張所を併設した公民館では、税の収納業務を行っており、コミュニティセンターになっても収納業務が残るのであれば管理が難しいなどの意見。

市政協力員制度については、市政協力員は特別職だから住民の皆さんに指導等ができるが、制度がなくなると立場として難しくなり困る、一方では、見直すところは見直し、慎重に進めてもらいたいとの意見も出されております。

自治意識については、協働によるまちづくりが市民に対してまだまだ啓発が足りていないのではないかと、まちづくり活動に市職員やOBがまだまだ参加してくれていないなど。

人材育成については、地域協議会でのリーダーの育成を十分に取組んでももらいたい、1期2年で役員がかわるため、地域協議会の運営がうまくいくかわからないなど、御意見をいただいております。

そこで、事務局としまして、住民の皆様からの意見をもとに、素案原案を作成し、庁内の課長補佐級で構成します住民自治推進庁内検討会議で検討を重ね、お手元にお配りしておりますとおり、素案を策定したところです。

それでは、行動計画後期の7つの重点施策について説明をさせていただきます。

まず1つ目が財政的支援で、地域の自主的、主体的な取り組みができるよう財政支援の強化

についてです。

これまで使い道や額が決まっていた補助金を一括して交付して、地域での使途裁量権の拡大が図られるようにしてまいりました。しかし、いつも言われることとして、必須事業である資源回收集積所管理事業、敬老会事業が約8割から9割近くを占めておりますので、残り一、二割程度では何もできないという御意見をいただいております。

また、地域協議会を早く設置された地域へのメリットとして、地域協議会運営育成強化支援補助金の30万円を支援し、それによって組織の基盤強化や地域での新たな取り組みが始まっておりますが、本年度をもって、その補助金が終了いたしますので、事業の継続性や新たな取り組みが難しくなることなどが予想されます。そのため、新たな支援制度について、財政サイドと協議を進めているところです。さらに、国、県等の補助事業の活用を促進していきたいと考えております。

次に2点目の、行政の推進体制の整備で、地域への支援職員の派遣及び職員の意識改革についてです。

次の項目でも触れますが、公民館等の施設をコミュニティセンターへ移行していくことは、前期計画でも盛り込んでおりました。今回は、後期計画でしっかりと位置づけ、市長部局で一元化し、住民自治によるまちづくりに取り組むというものです。

そこで、公民館からコミュニティセンターになるということは、現在の公民館主事に変わります。市長部局から地域の総合的なまちづくりを支援する職員として新しい体制での地域アドバイザーを当面の間、コミュニティセンターへ配置し、今まで以上にまちづくりや地域協議会への支援に積極的に取り組んでいこうというものです。

また、地域のまちづくりを推進していくにも、

まずは職員の意識を徹底的に変えてもらいたい
と、いつも言われております。引き続き、市職
員の意識改革を図り、地域の活動に際しては地
元の一員として積極的に参加するよう、働きか
けをしっかりと行ってまいります。

次に3点目の、活動拠点の整備で、校区公民
館を地域活動拠点であるコミュニティセンター
に移行させ、将来的には地域住民で運営できる
よう、地域協議会との業務委託の推進を図ろう
というものです。

ある地域では、地域みずからの働き場所や自
主財源を確保するため、地域資源を生かした特
産品づくりなどの収益事業に取り組む動きが見
られますが、国が決めている仕組みとして、公
民館施設は収益事業には活用することができな
い、なじまない施設と定義されております。で
すので、公民館から収益事業にも対応できるコ
ミュニティセンターへ移行し、今まで以上に使
い勝手がよく、地域住民の創意による独自の地
域活動や事業に取り組むことができる施設とし
て機能を強化してまいりたいと考えております。

また、コミュニティセンターが地域住民の活
動拠点として柔軟かつ有効に利用していただ
けるよう、コミュニティセンターの管理運営は、
それぞれの地域協議会へ委託することができる、
いわゆる指定管理者制度の導入を目指してい
きたいと考えております。

移行の時期としては、平成28年度から予定
しておりますが、まずは一部の部分委託からス
タートする方法等についても現在検討をしてい
るところでございます。

また、出張所を併設している公民館について
ですが、コミュニティセンターは地域協議会
での管理運営を目指しますので、出張所機能につ
いても見直しを図ってまいります。

次に4点目、コミュニティと行政の意識改
革で、地域協議会中心のまちづくりと自治会支
援体制の強化についてです。

前期では全く触れておりませんでしたので、
このたびの後期計画の中で初めて具体的な施策
として盛り込む内容となります。

現在、市では、地域住民と市とのパイプ役と
して自治会、いわゆる町内会、区会の長などの
方々に市の非常勤特別職として市政協力員を委
嘱しまして、広報紙の配布や環境美化活動等
をお願いしております。

地域住民の皆さんと一緒に協働でまち
づくりを行っていくには、個人である市政協力
員さんと行政という関係から、地域住民の皆
さんで構成する団体と行政との関係に改めるこ
とが重要だということで、市政協力員制度の見
直しを図る必要があると、地域審議会から答申
をいただいております。

そこで、後期計画の期間内において、市政協
力員制度の見直しを考えていこうというもので
す。

なお、市政協力員制度の見直しに当たっては、
後期計画の期間内で地域協議会連絡会議や八代
市市政協力員協議会と十分な議論を交わしなが
ら進めてまいりたいと考えております。

また、地域協議会において大きな役割を担っ
ていただいている自治会については、連携を強
化するため、自治会ガイドブックの作成や自治
会未加入問題等について、地域協議会と一緒
になって考えてまいりたいと考えております。

次に5点目、組織の運営強化で、地域リー
ダーの育成や連絡調整の強化、安心して活動
できる補償制度の充実についてです。

各地域の課題や問題について出し合い、皆
さんで解決に向けて考える、あるいは地域の情
報の共有化を図ったり、また連絡会議を活用
して行政の情報を提供したり、場合によっては
行政からの提案を行ったり、連絡調整のみ
ならず、組織の強化にもつなげていくため、
各地域協議会の会長さんで組織する地域協
議会連絡会議を設置したいと考えております。

また、これからは自分たちの住む地域について、地域の目指すべき姿や地域課題を抽出し、その解決方法や道筋などについて、地域住民の皆様がみずから考えて取りまとめる、まちづくり計画の策定が重要になってまいります。

まちづくり計画の策定に当たっては、多くの住民の皆さんが参加しながら協議すると一体感の醸成が期待できることから、参加しやすい環境を整えるなど、職員も一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

次に6点目の、協働意識の醸成で、みずから考え、みずから行動するための計画づくりと協働意識の醸成についてです。

住民自治によるまちづくりのビジョンのとおり、地域で考え、地域で行動するまちづくりを目指しておりますが、もととなる根拠が明確でないのが現状です。やはり、地域住民の皆さんと行政が一体となって、将来にわたり持続可能なまちづくりを協働でつくり上げていくために、それぞれの主体の役割と責任を明確にし、基本的なルールを条例という形で示すことが必要となりますので、地域住民の皆さんと一緒に協働によるまちづくりに関する条例の制定を目指すというものです。

また、さらなる自治意識の高揚や住民の共通理解を図ることや協働の手法、知識を学ぶために、講演会やセミナーなど、効果的な啓発を継続的に進めてまいります。

最後に7点目、情報共有の推進で、市民協働に関する情報共有及び発信についてです。

地域協議会は、さまざまな役割を担う組織として期待されていますが、現状では他の地域の協議会ではどんなことをしているのか、行政は地域に何を求めているのかなど、地域協議会に入ってくる情報は十分とは言えません。

そこで、地域協議会の運営に携わっている方々の不安を解消し、地域間の情報を共有することで、自治意識の向上につなげていくために、

情報交換会を引き続き開催してまいります。

また、地域住民への参加の周知や地域協議会の活動を広く知ってもらうためには、地域協議会だよりなどの発行は有効な手段となります。地域住民の皆さんに、地域の情報を正確に、わかりやすく伝えるための専門的なノウハウを学ぶための広報実務研修会を開催するなど、地域協議会と地域住民との情報共有の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、行動計画後期の素案について説明をさせていただきました。

これからのスケジュールとしましては、現在、広く市民の皆様から素案に対する意見を聞くために、12月末までにパブリックコメントを実施しているところです。その後、パブリックコメントでの意見を加味し、住民自治推進庁内検討会議で計画案の作成を行い、3月までには行動計画後期の策定を完了する予定であります。

議会に対しましては、計画ができ上がりましたら、改めまして詳しく御報告をさせていただく予定としております。

これをもちまして、八代市住民自治によるまちづくり行動計画（後期）の素案についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（福岡安徳君） はい。質疑、御意見等を伺います。

何かお気づきの点ございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 一つだけ。

○委員長（福岡安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。これは非常にですね、地元の住民の方々の意見を、いわゆる市が聞いている、大きなパイプになるっていう話でありますので、そのために、やはり、今、一生懸命頑張っておられる皆さんに対して非常に敬意を表しますけれどもですね、やはり、これを成功ちゅうか、もっと充実させるためには、予算がですね、相当、こういう事業をされる方とか、地域の事務的なことをする方々に予算的

な措置ちゅうのが非常に必要になってくると思うんですよ。

そういったことについてはですね、しっかり、市長にもですね、理解を求めながら、予算確保というのをしていかなければ、この組織の充実ちゅうとはですね、なかなか難しくなる可能性があるなって感じますので、特に部長さんにおかれましては、市長にですね、しっかり、ここは理解していただいて、そして予算確保についてはですね、地元住民から不満がないような形でですね、お願いしたいと思います。

○市民協働部長（池田孝則君） はい、委員長。

○委員長（福島安徳君） はい、池田市民協働部長。

○市民協働部長（池田孝則君） はい。予算についてのお話でございますが、いろいろと住民の説明会開く中で、人材の育成、それと予算についての御心配が一番多いようでもございますので、そういった点も踏まえましてですね、今年度で補助金あたり終了いたします補助金もでございます。そういったのも考えながらですね、また来年度以降のですね、予算についても、十分検討していきたいというふうに、今検討しているところでございますので、よろしくお願いします。

○委員長（福島安徳君） 中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。各校区でですね、やられてるんですけど、どうしても業務が集中するということが大きな問題になっていくんじゃないかなと思うんですけど、市のほうでですね、例えば、やられてる同じ作業をですね、印刷業務とか、そういう作業に関してはですね、負担が少しでも減るようにですね。結局集まりますと、また単価もどんどん減っていくと思いますので、そういうふうな、ちょっと知恵を使ってですね、そういう案をぜひとも示していただきたいなというふうに思います。

予算をですね、やっぱり本当は出さなきゃい

けないんだけど、そこまで出す予算がなかなかとれないじゃないですか。だから、それを少しでも市が負担するところが、単純業務でですね、できれば、それをぜひとも集中してやれるところが必要じゃないかなと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

○委員長（福島安徳君） ほかに。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（福島安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） この前も、ちょっと言ったんですが、やっぱりこの計画をですね、するためには、地域支援職員——地域アドバイザーが非常に私は重要な意味を持つと思うとですね。今、中山議員が言った、やっぱりそういう業務の、皆さんとのやっぱり連携とか、それから、恐らく校区ごとの温度差っていうのは、このアドバイザーの力っていうのは非常に大きなものがあると。その辺の、やっぱり、きっちりですね、行政としてやっぱり頑張っていたきたいというのと、市政協力員の見直しっていうのは、これを予算をこっちに振り向けるとか、そういう単純な発想じゃなくて、ちゃんと、やっぱり市政協力員の持つてる機能というのを、ちゃんとやっぱり、地域協議会が補完できる、代役できると、やっぱりそういうことができた段階での、やっぱり、そこを皆さんに周知していかぬと、こればかり表にぼんて、見直してなれば、また地域の皆さんの、例えば、また押しつけてとか、不満感とか出てくるけんですね、その辺は、やっぱりしっかり調整しながらしていただくようにお願いしたいと思います。

○委員（上村哲三君） 委員長。

○委員長（福島安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。財政的支援ということでね、一番、まず立ち上げんときにもね、そういうことが言われたっただけど、ここに財政的支援っていうふうにあるんだけど、なかなか厳しいことは皆さん御承知のとおりだけん、未

来永劫、湯水を流すごとくの一般財源からの投入は難しいわけだから、公民館制度でできないね、自治会がもうちょっと経営的手腕でね、稼げる自治会、そういう形の部分をするためにコミュニティセンター化するのであればね、その中でどういうことをやったらいいのかちゅうのをね、もうとにかく早く示して、国や県のいろんな事業を持ってくるのはね、それはもう限りがあるかもしれぬけど、実際は何があるのかなと、自治体で。例えば、合併してからシルバー人材センターがね、八代本所に一本化されてからね、それから、各郡の部分はまだ形として残って、やっているというような状況。こういうのも、担当課違うけど、そういう形の請負事業なんかもね、稼げる自治会としてはありかなと。いろんな請負事業が出てくるんじゃないかなと。いうのをしながら、やっぱり自立する自治会であってほしいし、そのかわり物言うところは物言うてほしいところが、協働の部分ではですね。

だから、そういうところのめり張りをはつきりつけてほしいと思う。そうですね、何とかしましょう、考えていただきます、執行部にとか、そういう言い方をしているとね、だらだらなってしまふとよ。めり張りがつかないと思う。自立ができない。本来は自立すべきだというふうに思うから、自立した場合には、物すごい行政に対する厳しい意見も出てくるだろうと思うけど、そのときにはしっかり受けて、できる分、できない分、協働の分というのをすみ分けをはつきりしてさ、いけるためには、やはり稼げる自治会をつくって、その支援を差し当たってしてやることも重要じゃないかなと思う。せっかく公民館からコミュニティセンター化するというような形であればですね。いろんな形があると思う。できるか、できぬか知らぬばってんが、物産——物産だけとは限らぬけど、雑貨品から何から置いてね、どうせ人はいるんだから、一日。そういう販売、とられる分の、例えば、この地

域で足りないものの販売から始めて、いろいろやっていくとか、小さいでもいいかもしれぬけどね、やっぱり稼げる自治会をつくっていくのも重要な支援じゃなかろうかなというふうに思います。そのための、やはりアドバイスというのが大変重要なというふうに思います。

未来永劫、補助金を出すつもりは、あなたたちも今ん状態じゃないだろうから、後期計画の中で、こんだけ書いとるけどね、できればそう簡単な、いかに執行部に言うてもね、そう簡単には財源配分もらえないと思うし、だから、そういうところのアドバイスは重要じゃないだろうかなというふうに思います。

とにかく自立するために、人が動けば金だから、何もかも全てボランティアではいけないよね。車を動かせばガソリン代が要るんだから。だから、そういうことをやはり配慮はしてやりながら、だったら、その分をどうやっていけばいいかというのをね、十分アドバイスをして、やっていく中で、うまく協働できるようにしてもらいたいというふうに思います。

意見として言っときます。

○委員長（福嶋安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、ここで協議を終わりますけれども、これまでいろいろと御意見が出ました。そういう踏まえて、今後の協議会は臨んでいただければというふうに思います。

総務委員会としても、この協議が進むにつれて、委員会は開催していいですから、どうぞ、その点を踏まえて、いろいろと協議いただきますようお願いいたします。

以上で八代市住民自治によるまちづくり行動計画（後期）素案についてを終了いたします。

小会いたします。

（午後1時44分 小会）

(午後1時44分 本会)

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代市
まち・ひと・しごとプラン（案）について）

○委員長（福嶋安徳君） それでは、本会に戻します。

次に、八代市まち・ひと・しごとプラン（案）についてをお願いします。

○企画振興部長（坂本正治君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 坂本企画振興部長。

○企画振興部長（坂本正治君） はい。大変お世話になります。

今回は、プランという形で、案という形でですね、お出しをさせていただきましたけども、これまで、このまち・ひと・しごとプランにつきましては、8部30課によります八代市定住促進検討会のほうで定住化のための計画という形ですね、進めてまいりましたけども、今回、国のほうで地方創生の施策が出ました関係で、特に今回については、まち・ひと・しごとということですね、こちらのプランをそのまま移行できるんじゃないかということも含めてですね、今検討を始めたので、現在、案としてつくっております、この内容について御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

担当の宮川課長のほうから内容につきまして詳しく説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当）（宮川武晴君） 皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

八代市まち・ひと・しごとプラン（案）につきまして御報告のほうをさせていただきたいと思います。着座にて説明します。

○委員長（福嶋安徳君） はい、どうぞ。

○企画政策課長（政策審議監担当）（宮川武晴

君） まず、このプランについてでございますが、表紙の中段下あたりに、案と記載がしてございます。現在、このプランはですね、最終の取りまとめ中のものでございますが、地方創生へ向けた本市の取り組み状況につきまして、この12月定例会の一般質問で多く御質問をいただき、市の取り組み状況につきましてですね、多く質問いただきまして、地方版の総合戦略のたたき台となるプランをですね、策定している旨を執行部からお答えをさせていただいているところでございます。

そこで、案の段階ではございますけれども、このプランの内容をですね、総務委員会へ御報告させていただきたく、お時間をいただいたところでございます。

早速ですが、表紙をおめくりください。

おめくりいただきますと、目次となっておりますが、こちらの項目がですね、このプランの内容となります。1の背景から始まりまして、本市の現状と課題、プラン策定の目的、移住定住・交流促進方策、本市の役割、定住化促進の実施計画、7、地方創生へ向けた提案事項という、7つの項目で構成をしてございます。

参考といたしまして、本市内部の検討でございました定住促進検討会の構成のメンバー表、それから、やつしろ・まち・ひと・しごと対策本部の設置要項のほうをおつけいたしております。

では、1ページの背景から簡単にですね、記載してある趣旨を説明をさせていただきます。

こちらはですね、国内や本市の人口問題、価値観の多様化など、社会情勢、流れといったものや、地方創生や本市の総合計画などを触れさせていただいております。

済みません。2ページをお願いいたします。

ここからは、本市の現状と課題でございます。人口の推移につきまして、表やグラフ、また年齢別でお示しをしております。毎年、10

00人規模で人口が減少し、高齢化、少子化が進んでいるという状況になってございます。

こういったところ、4ページですね、グラフあたりを見ていただきますと、そういった減少傾向が見てとれるというようなところになります。

5ページをごらんください。

本市の魅力的な生活環境や人口減少等がもたらす課題をここで一旦押さえております。

続きまして、6ページでございます。

このプランですね、策定目的でございます。少し紹介をさせていただきますと、このページの中ほどの文章ですね、最終段落の部分を少し読ませていただきます。

このように本市において地方創生を着実に進めていくための具体策として定住化の促進を目標に掲げ、今後の取り組みの方向性や施策を示すため、八代市まち・ひと・しごとプランを策定したものでございます。

そこですね、このプランにおきます、まち・ひと・しごとのそれぞれの位置づけをですね、整理しております。

まちと申しますのは、住宅支援や交通基盤整備、ICT基盤整備、農地基盤整備事業等の暮らしやまちづくりに関係する分野をまとめてございます。

ひととしましては、子育て支援や人材育成、医療費助成、奨学支援のような、ひとにつながる分野を記載しております。

しごとといたしましては、個人の就労、起業化等の支援や企業振興、農林水産業活性化などのしごとを推進する分野を記載してございます。

次、7ページお願いいたします。

移住定住・交流ですね、促進方策について、2つの方向性について検討を行ってございます。

1つ目は（1）の移住・定住の促進でござい

ます。住環境の整備、地域での子育て、就労の機会の提供などにつきまして、まち・ひと・しごとのキーワードで取り組みの進め方などを記載してございます。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

2つ目に、交流の促進でございます。交流体験を通しまして、地域の魅力をPRしていくことや、情報発信の必要性などについてまとめております。

次、5の、9ページに記載しております本市の役割につきましては、さきに県で策定されました、くまもと移住定住促進戦略の中からですね、本市に期待される役割などを記載してございます。

少し飛びまして、11ページをお願いいたします。

本市の基本政策として、市長八策というのがございますが、それと定住化の促進について関連性を整理してございます。

と、おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。

定住化促進の実施計画をここから記載しております。地方創生を進める上で必要となる移住・定住の促進と、交流の促進ごとに、実施計画を記載しております。

この実施計画に掲げた事業を推進するとともに、より実効性の高い計画となりますよう更新していく予定としております。

移住・定住の促進に関連いたしますのは、まちに関連します事業が13ございます。ひとに関連します事業が22、しごとに関連します事業が14ということで、合計49の事業をこちらの、ここからのページには記載しておりますので、幅広く多岐にわたりますので、それぞれの事業の内容については省略をさせていただきたいと思っております。

飛びまして、18ページをお願いいたしま

す。

交流の促進につきましては、交流・体験を通じた魅力のPRとして17事業、20ページを、済みません、ごらんいただきますと、地域魅力の情報発信として5事業、その他1としまして、合計しますと、こちらで23の事業ということになります。

定住化促進の実施計画としましては、合計しますと72の事業を記載をしております。

と、次が21ページの地方創生へ向けた提案事項でございます。

財政の支援、制度の改革、新規事業等の提案事項を私どもなりで整理したものでございます。まち・ひと・しごとに関連すると思われる36の制度、事業等を、ここからのページには記載してございますので、こちらも幅広く多岐にわたりますので、それぞれの事業については省略をさせていただきます。

本市といたしましてはですね、国や県の総合戦略と足並みをそろえつつ、このプランをたたき台としまして、地方版の総合戦略を策定し、民間事業者の方や市民と連携して、地方創生に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、概要、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○委員長（福嶋安徳君） はい。本件について質疑、御意見を伺います。

何かありませんか。

○委員（上村哲三君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。今回の報告は、案ということで報告されております。ということは、まだ確定してない部分、今、問題点があると思われる部分はどこにあるのか、考えている部分があれば教えてください。

○委員長（福嶋安徳君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当）（宮川武晴君） はい。この案という段階でお示ししておりますのが、やつしろ・まち・ひと・しごとの対策本部でおおむね御了解をいただいておりますけれども、事業等について若干の微修正などがあるございまして、まだちょっと確定はしておりませんが、もうほとんど詰めの段階でございまして、特にどこか問題点がある、まだ案がとれないのかということではないというふうに、とさせていただきますと思います。

○委員（橋本幸一君） もう一ついいですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） この根本には地方創生っていうのがあって、まだ国における地方創生というのが本当、具体化してないという、そういう中で、当然そこは国のある程度方針が出たときは、もうすぐ対応できるような体制で、そこは窓口は広げとかめとですね、私はいかめと思うし。その辺の体制も万全の体制で、このプランはですね、つくって、していく、常に、やっぱり私は見直し、見直すことがあると思いますから、その辺を含めて。

○企画振興部長（坂本正治君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 坂本企画振興部長。

○企画振興部長（坂本正治君） はい。今おっしゃったとおりでございましてですね、我々も国の動きに素早く対応しようということで、いち早く対策本部を立ち上げましたしですね、組織体制も今つくってる段階でございまして、国がそういう形で具体的にですね、まず国が総合戦略つくった後に各都道府県がつくって、その後に市町村ということになりますんで、恐らく1年ぐらいかかるんじゃないかと思ってるんですけども、それを待ってってもですね、そこからスタートするのはいかめだろうということで、これを先に立ち上げて、すぐですね、移行ができる体制をつくろうということで今やっておりますので、もうおっしゃったような形で、万

全の体制で臨みたいというふうに思っております。（委員橋本幸一君「よろしく願います」と呼ぶ）

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福島安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 今も、橋本議員のほうからの意見と重なる分もあると思うんですけど、3ページの人口を見てますと、ゼロ歳から14歳が非常に少なくなってくると。これがうまくできれば、恐らく、この表はできてこない、変わってくるんだろうというふうに思いますんで、できますれば、検証とですね、あと、次への改善をずっとやらないといけないと思いますので、ぜひ定期的にそれが開催できるような仕組みをつくっていただきたいなと思います。

○委員長（福島安徳君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当）（宮川武晴君） はい。人口の推移についての御指摘でございますが、今回、この地方版の戦略を練ります際には、単に思いだけでですね、その人口設定をしないようにというのが既に出ておりまして、割と細かく分析をして、その地域に合った人口目標を設定されるようになる見込みでございます。若干、資料等も届いておりますので、作業のほうもですね、関係部と連携して今やらせていただいておりますので、そういった検証などは当然必要だということなところで認識しております。

○委員長（福島安徳君） ほかに。

○委員（鈴木田幸一君） 一つ。

○委員長（福島安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。一つ、職員の皆さんにですね、希望したいと思います。

恐らく、このまち・ひと・しごと、この市のプランというのはですね、今までの現状をそのまま維持するっていうことじゃなくて、これ

にプラスするところの、何らかの打開策を見つけるための政策の一部だと私は考えるわけなんです。そうした場合はですね、これまでどおりの自分の考え方をもう一つ越えて、私がよく一般質問でも言う言葉なんですけれども、夢とか希望とか、いろいろ地域の方々も持っておられますので、そういったもの等をしっかり聞きながらですね、自分にできる、これからできる何かというのをですね、少しでも、ひねり出して、考え出してから、このプランの中に持ち込んでいただきたいなって思うんですよ。それが余りにも夢としてかけ離れたものであるならば、いかぬとですけども、少しでもそれを現実としてですね、つながせながら、この策定を持っていくならばですね、これは大成功におさまって思うとですよ。

ただ、今のままの状態、今のままの延長として職員の方々が考えておるならば、せっかく市長がですね、このことを1番に手挙げたとしても、決して大成功に終わる可能性は少ないというふうに私、感じますので、ひとつよろしくをお願いします。

○企画振興部長（坂本正治君） はい。

○委員長（福島安徳君） 坂本企画振興部長。

○企画振興部長（坂本正治君） はい。今おっしゃったことでも、よく理解はできますしですね、我々もそういう方向で努力したいと思いますが、今回のこのプランについてはですね、先ほど話をしましたように、定住化プランというか、定住化計画という形で今進めてきたのを、こちらのほうに引き直したんですけども、実際、国のほうから具体的にですね、総合戦略なるものの概要を示された中ではですね、今おっしゃったような形で、地方版の総合戦略という形で、これがベースになっていきますので、今のような住民の御意見も含めてですね、そういう夢のあるようなことも、ここに盛り込んで、恐らく総合的な戦略の形でですね、出て

くと思いますので、これはあくまでも今現段階ではたたき台という形で御理解をいただきたいというふうに思います。これをベースに、我々は定住も含めてですね、進めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただければと思います。

○委員（矢本善彦君） いいですか。

○委員長（福島安徳君） はい、矢本委員。

○委員（矢本善彦君） 今、皆さん言われましたけど、私がいつも思うのに、やっぱり現場なんですね。やっぱり地域、地域の、やっぱりいろんなあれがね、ありますから、だから、やっぱり、こんなしながらでも、住民自治の入るときには出前講座でもね、しながら、やっぱり地域の人たちも知ってもらわぬと、行政だけで、こんなやって書いてしとったってにや、絵に描いた餅になりますから。やはり、住民もですね、活動させていただいてですね、頑張りたいと思います。

以上です。

○委員長（福島安徳君） はい、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

以上で八代市まち・ひと・しごとプラン（案）についてを終了します。

それでは、当委員会の所管事務調査について、ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

以上で所管事務調査２件についての調査を終了します。

○委員長（福島安徳君） 次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてをお諮りいたします。

所管事務調査２件及び陳情２件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後２時０１分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２６年１２月１１日

総務委員会

委員長